別表第1(大阪湾)

別表第	1 (大阪湾)			
	業種その他の区分	りん含	有量	
		(単位 1リットル		備考
項番号		につきミリグラム)		m 5
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	1	1	
4	非金属鉱業	1	1	
5	肉製品製造業	4	1	
	乳製品製造業	5	1	
	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	5.5	1	
	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	
	寒天製造業	3	1.5	
	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3	1	
	冷凍水産物製造業	3	1.5	
	冷凍水産食品製造業	4	1	
	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚	3	1.5	
	介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)			
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1	
	野菜漬物製造業	2.5	1	
	味そ製造業	4	1.5	
	しょう油・食用アミノ酸製造業	4	1.5	
	うま味調味料製造業	1.5	1	
—	ソース製造業	3	1	
	食酢製造業	3	1.5	
	砂糖精製業	2.5	1	
	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
-	小麦粉製造業	3	1.5	
	パン製造業 生菓子製造業	2	1 1	
	工業工業垣業 ビスケット類・干菓子製造業	3	1	
	エスグット類・十果丁袋追集 米菓製造業	3	1.5	
—	へ来受迫未 パン・菓子製造業(25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5	
-	イン・果丁製造業(25 の頃から削填までに掲げるものを除く。) 植物油脂製造業	2.5	1.5	 米糠を原料として使用するも
30	性物, 四相表 但未	2.5	•	のにあっては、第3欄の値は、そ
				のにめっては、ポリ欄の値は、C れぞれ同欄の順序に従い、4、1
				とする。
31	動物油脂製造業	2	1	- , 50
	食用油脂加工業	2.5	 1	
	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	<u>.</u> 1	
	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
	めん類製造業	3	1	
	豆腐・油揚製造業	4	1	
	あん類製造業	3.5	1	
—	冷凍調理食品製造業	4	1	
40	そう (惣) 菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1	
	清涼飲料製造業	3	1	
		ļ.		

	四户公本生心长业	1		
<u> </u>	果実酒製造業	1.5	1	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	1.5	1	
45	蒸留酒・混成酒製造業	2	1	
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	1.5	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業 (副蚕糸精錬業を含む。)	2	1	
-	繊維工業(51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係	2	1	
	るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	_	·	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	2	1	
	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シ	1	1	
36		ı	ı	
	理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を			
	含む。) に係るもの			
-		2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理	2	1	
	工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処	2	1	
	理工程を含む。)に係るもの			
	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工	2	1	
	処理工程を含む。) に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加	1.5	1	
	工処理工程を含む。) に係るもの			
	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理	2	1	
	工程を含む。) に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るも	1	1	
	σ			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業 (55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード	1	1	
	製造業			
75	木材薬品処理業	2	1	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工	1	1	
	程に係るもの			
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパル	1	1	
	プ製造工程に係るもの	•	•	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製	1	1	
	造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカ	'	'	
	ニカルパルプ製造工程に係るもの			
70	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラ	1	1	
19	/ ハノ製造業、 洋紙製造業 X は 放紙製造業 C 不 ごう じり ミケノ ンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程	1	'	
	フトバルノ製造工作Xは木さらしビミグミカルバルノ製造工作 に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			
	元三元の ころ(文元に1点)の口のです!。)			
	·			

80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラン	2	1	
	ドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造			
	工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工			
	程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るも			
	0			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフト	1	1	
	パルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバ	1	1	
	ルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含			
	む。) に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とする	1	1	
	パルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱	1	1	
	インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含			
	む。) に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外	1	1	
	のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、	1	1	
	リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主			
	原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイ			
	ナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有			
	するものに限る。) に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係	1	1	
	るもの (前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係	1.5	1	
	るもの			
89	機械すき和紙製造業	1	1	
90	手すき和紙製造業	1	1	
91	塗工紙製造業	1	1	
92	段ボール製造業	1	1	
93	重包装紙袋製造業	1	1	
94	セロファン製造業	1	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1	
-	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76 の項から前項	1	1	
	までに掲げるものを除く。)			
	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
	製版業	2	1	
	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
	複合肥料製造業	2	1	
	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1	<u>·</u> 1	
	ソーダ工業	1.5	1	
	電炉工業	2	1	
	無機顔料製造業	1	1	
	無機化学工業製品製造業(105 の項から前項までに掲げるものを	1	<u>'</u> 1	 りん及びりん化合物製造工程
	無機化子工業袋品袋追案(100の頃がら前頃までに拘けるものを 除く。)	'	I	じんないりんれら初級追工権にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1 とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るも	1.5	1	りん又はその化合物を原料、触
	O			媒又は中和剤として使用するも
				のにあっては、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従い、6.5、4
				とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料	1	1	りん又はその化合物を原料、触
	製造工程に係るもの			媒又は中和剤として使用するも
				のにあっては、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従い、2.5、1
				とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1	1	
	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪	1	1	りん又はその化合物を原料、触
	族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工			媒又は中和剤として使用するも
	程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に			のにあっては、第3欄の値は、そ
	係るもの			れぞれ同欄の順序に従い、2.5、1
444	〒>↓//			とする。
	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるもの	1	1	
	を除く。) 脂肪族系中間物製造業	1.5	1	11 / ワけるの化合物を唇料 軸
115	加加沃尔中间初来 但来	1.5	·	りん又はその化合物を原料、触 媒又は中和剤として使用するも
				深入は中心別として使用するものにあっては、第3欄の値は、そ
				かにめっては、
				でです。 とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5	1	りん又はその化合物を原料、触
				媒又は中和剤として使用するも
				のにあっては、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従い、13.5
				、4とする。
-	プラスチック製造業	3	1	
	合成ゴム製造業	1.5	1	
	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを	1.5	1	有機りん系農薬原体製造工程
	除く。)			にあっては、第3欄の値は、それ
				ぞれ同欄の順序に従い、2、1 と
400	コン・フレー 生いケギュニン コン・ヘ生いケー パコー・			する。
	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	の 合成繊維製造業	1	1	
	ロバルル・グリセリン製造業	2	1	
	間が級・域に海・グラビック装造業 石けん・合成洗剤製造業	2	1	
	四1770 · 日成が削る追案 界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
-	学科製造業	1.5	1	
	印刷インキ製造業	2	1	
.55		_	·	
L	ı		l .	1

131	医薬品原薬・製剤製造業	1.5		医薬品原薬製造工程(りん又は その化合物を原料として使用するものに限る。) にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、1.5、1とする。
132	医薬品製剤製造業	1	1	ICIAEVI, 1.5, 1 C 9 So
	生物学的製剤製造業	1	<u>'</u> 1	
-	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
	動物用医薬品製造業	2	<u>'</u> 1	
	火薬類製造業	1.5	1	
	農薬製造業	2	1	
	合成香料製造業	2	1	
	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1	
	写真感光材料製造業	1.5	1	
-	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1	
	イオン交換樹脂製造業	1.3	1	
	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	<u>·</u> 1	
-	石油精製業	1.0	<u>'</u> 1	
	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
	コークス製造業	1.0	1	
	石油コークス製造業	2	1	
	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	<u>·</u> 1	
	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.0	1	
	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
	なめしかわ製造業	2	<u>.</u> 1	
	毛皮製造業	2	<u>.</u> 1	
	板ガラス製造業	1	1	
-	板ガラス加工業	1	1	
	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	
	ガラス容器製造業	1	1	
-	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1	
	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1	1	
	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1	1	
-	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1	
	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに掲げるものを除	1	1	
	⟨。)			
165	生コンクリート製造業	1	1	
166	コンクリート製品製造業	1	1	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1	1	
169	砕石製造業	1	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	1	1	
172	うわ薬製造業	1	1	
173	高炉による製鉄業	1	1	
175	フェロアロイ製造業	1	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1	1	

				T
	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	1	1	
	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	1	1	
180	冷間圧延業 (182 の項及び183 の項に掲げるものを除く。)	1	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1	1	
182	鋼管製造業	1	1	
183	伸鉄業	1	1	
184	磨棒鋼製造業	1	1	
185	引抜鋼管製造業	1.5	1	
	伸線業	1	1	
	プリキ製造業	2	1	
	亜鉛鉄板製造業	<u>-</u> 1	1	
	めっき鋼管製造業	1	1	
	めっき鉄鋼線製造業		-	
		1	1	
191	表面処理鋼材製造業(187 の項から前項までに掲げるものを除く 。)	1	1	
192	鍛鋼製造業	1	1	
-	鍛工品製造業	2	1	
	鋳鋼製造業	1.5	1	
	鉄鉄鋳物製造業(次項及び 197 の項に掲げるものを除く。)	1	1	
	鋳鉄管製造業	1	1	
	可鍛鋳鉄製造業	1.5		
		1.5	1	
	鉄粉製造業 MARTHY (170 0 7 T /) 2 ** T + T + T + T + T + T + T + T + T +	1	1	
	鉄鋼業 (173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1	
	非鉄金属製造業	1	1	
201	電気めっき業	1.5	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2.5、1 とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	(1) 溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2.5、1とする。 (2) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、1とする。
203	一般機械器具製造業	1.5	1	
204	プリント回路製造業	1	1	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	2	1	民生用電気機械器具製造工程(リん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。

206	◆公子田松村男目第○生光	1	1	白動市,同分屋口制作工程(17
206	輸送用機械器具製造業	1	1	自動車・同付属品製造工程(リル又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1.5、1とする。
207	精密機械器具製造業	1.5	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	4	2	(1) 標準活性汚水中のりんを水中のりんを除水中のりんを除水中のりんを除水中のりんを除水中のりたを見ている。のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
210	空瓶卸売業	4	2	
	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の		1.5	
	2に規定する施設をいう。)	Ü	1.0	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	1.5	
213	飲食店	5.5	2	
214	宿泊業	5	2	
215	リネンサプライ業	2.5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	1	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	2.5	2	
220	病院	5	2	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25(1)日平均排水量が	6	2	第2欄に規定する表又は建築
	年政令第338号)第32条第1項の表に 500㎡ 未満のもの 規定する算定方法により算定した処理 対象人員が501人以上のものに限る。)			基準法施行令第32条第3項第2 号に規定する技術上の基準を満 たす構造のし尿浄化槽より高度 にし尿を処理することができる
	(2) 日平均排水量が 500m ³ 以上のもの	4		方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2 とする。

000		/4) 人 併加 T田 ナム フ エ		^	笠 2 棚にお空せてまりは2400
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条 第1項の表に規定する算定方法により	` '	6	2	第2欄に規定する表又は建築 基準法施行令第32条第3項第2
	算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)				号に規定する技術上の基準を満 たす構造のし尿浄化槽より高度
	入以下のものに限る。)				たり構造のし尿伊化僧より同侵 にし尿を処理することができる
		(2) 単独処理されるも	5	1	
		の			方法によりし尿を処理するもの にあっては、第3欄の値は、それ
					にのうでは、第3個の個は、それ ぞれ同欄の順序に従れ、3、2と
					でものの地の一般では、いっとと
223	 	24)	5	1	ッ う。 嫌気性消化法、好気性消化法、
223		(\	3		湿式酸化法又は活性汚泥法に凝
					ルス酸化なスぱんほう泥なに燃 集処理法を加えた方法より高度
					来処理など加えたガスより同及 にし尿を処理することができる
					方法によりし尿を処理するもの
					にあっては、第3欄の値は、それ
					だれ同欄の順序に従い、2、1 と
					する。
224	ごみ処理業		2.5	1	
225	廃油処理業		1	1	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		1	1	
227	死亡獣畜取扱業		2	2	
228	と畜場		4	2	
229	中央卸売市場		4	2	
230	地方卸売市場		2.5	1.5	
	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則	7	2	1	
	通商産業省令第2号。以下「規則」とに	1う。) 第1条の2各号			
	に掲げるものをいう。)				
232	2の項から前項までに分類されないもの	` '	1	1	
		食料品製造業			
		(2) その他の製造業	1	1	
		(3) 鉄道業	1	1	
		(4) 水道業(下水道業に	1	1	
		係るものを除く。)			
		(5) 指定地域内事業場	6	2	
		のし尿又は雑排水			
		(221 の項及び 222 の			
		項に掲げるものを除			
		<.)		-	
		(6) (1) から(5) まで	6	1	
		に分類されないもの			